

専門職大学院教育課程連携協議会規程

2018年11月14日制定

2018年度規程第23号

(目的及び設置)

第1条 明治大学専門職大学院（以下「専門職大学院」という。）は、産業界及び地域社会（以下「産業界等」という。）との連携による教育課程を編成するとともに、当該課程を円滑かつ効果的に実施するため、各研究科に専門職大学院教育課程連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、研究科にかかわる次の事項について協議し、研究科長に提言することを任務とする。

- (1) 産業界等との連携による授業科目の開発及び開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- (2) 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項
- (3) その他協議会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 本学に勤務する教職員（以下「教職員」という。）のうちから研究科長が推薦し、専門職大学院長が任命する者
 - (2) 研究科の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者のうちから研究科長が指名するもの
 - (3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者のうちから研究科長が指名する者
 - (4) 教職員以外の者であって、研究科長が必要と認める者
- 2 協議会を構成する委員は、原則として、前項第1号から第3号までに定める区分からそれぞれ1名以上を含むものとし、委員の過半数は、教職員以外の者とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期途中に交代する場合は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は、研究科長が指名する者とし、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、協議会の議長となり、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 協議会は、別に定める場合を除き、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、説明及び意見を求めることができる。

(事務)

第7条 協議会の事務は、教務事務部専門職大学院事務室が行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程を改廃するときは、専門職大学院委員会の議を経なければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めのない事項については、専門職大学院委員会の同意を得て、これを定めることができる。

附 則 (2018年度規程第23号)

この規程は、2019年(平成31年)4月1日から施行する。

(通達第2587号)